

(様式第2号)

平成24年度第6回 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時	平成24年11月5日(月) 9:30 ~ 11:30
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	会 長 芝池 義一 委 員 武田 雄三 委 員 岩本 洋子 委 員 大月 一弘 委 員 伊藤 明子 委 員 大久保 規子  事 務 局 田中課長, 池澤主事補, 山西主事補
事 務 局	文書行政課
会議の公開	非公開 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 異議申立ての案件については, 個人情報, 法人情報を扱うため。
傍聴者数	0人

1 第6回審査会の開催

- (1) 災害時要援護者の把握のための個人情報の提供について
- (2) 平成24年6月20日付け芦市経第290-2号公文書不存在決定処分に係る異議申立て(平成24年7月17日付け)について
- (3) 平成24年5月29日付け芦固審発第16-2号公文書部分公開決定処分に係る異議申立て(平成24年7月31日付け)について
- (4) 平成24年6月19日付け芦固審発第30-3号公文書公開請求却下決定処分に係る異議申立て(平成24年8月28日付け)について
- (5) 平成24年6月19日付け芦固審第31-2号個人情報部分開示決定処分に係る異議申立て(平成24年8月30日付け)について

2 提出資料

なし

### 3 審議経過

開会

#### (1) 災害時要援護者の把握のための個人情報の提供について（諮問）

##### ア 諮問内容

災害発生時に避難支援を希望する方から事前に登録申請を受け「在宅高齢者・要援護者台帳」、「災害時要支援者登録申請（承諾）書」を関係所管課で共有しているが、これらを災害発生時だけではなく平時からの見守り活動のために地域支援組織（芦屋市社会福祉協議会、自主防災組織、自治会等）に提供することについて、個人情報保護条例第14条第2項第6号により審査会の意見を聴くもの。

##### イ 審議内容

(ア) 答申案の朗読

(イ) 答申（答申第3号）を決定した。

##### ウ 答申内容

災害時に避難支援や安否確認を希望する高齢者及び障がい者から事前に登録申請を受けて作成した「在宅高齢者・要援護者台帳」、「災害時要援護者登録申請（承諾）書」の情報を、平時から地域支援組織へ提供するに当たっては、災害時要援護者の同意を得ることに努めるべきである。ただし、どうしても一定の期間内に意思確認ができず支援体制の確立に支障をきたす状況が生じた場合は、再度本審査会に諮問するよう要請する。

#### (2) 平成24年6月20日付け芦市経第290-2号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成24年7月17日付け）について

ア 事務局より説明を行った。

イ 次回審議とした。

#### (3) 平成24年5月29日付け芦固審発第16-2号公文書部分公開決定処分に係る異議申立て（平成24年7月31日付け）について

ア 事務局より説明を行った。

イ 次回審議とした。

#### (4) 平成24年6月19日付け芦固審発第30-3号公文書公開請求却下決定処分に係る

異議申立て（平成24年8月28日付け）について

ア 事務局より説明を行った。

イ 次回審議とした。

(5) 平成24年6月19日付け芦固審第31-2号個人情報部分開示決定処分に係る異議

申立て（平成24年8月30日付け）について

ア 事務局より説明を行った。

イ 次回審議とした。

閉会